

足立区 アスベスト分析調査助成制度

助成対象

対象建築物等	平成18年8月31日以前に建築された建築物または工作物(煙突など)
対象者	対象建築物等を所有する個人・団体(マンション管理組合を含む)・法人
対象建材	全ての建材(以下のものは除く) ・ ガラス、金属、木材などアスベストを含有しないことが明らかなもの ・ アスベスト含有の記載のある建材など、アスベスト含有が明らかなもの ・ 過去の分析でアスベスト含有という結果が出ているもの
調査者	建築物の場合、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者(戸建ての場合は一戸建て等石綿含有建材調査者でも可) 工作物の場合、工作物石綿事前調査者
分析者	石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
申請の時期	調査終了後1年以内
助成条件	対象の建築物等や工事について環境法令の違反がある場合、助成対象外

助成金額

調査費用の2分の1相当額(千円未満切り捨て)

※ 消費税相当額は助成の対象になりません。

助成金額の上限

10万円

注意点

- ① 助成は対象建築物・工作物につき1回とします。
- ② 建物が区分所有されている場合は、区分所有者全員の同意が必要になります。
- ③ 分譲マンションなどの専有部分の一部のみで行う調査は、助成対象になりません。

申請・相談先

足立区生活環境保全課アスベスト対策係

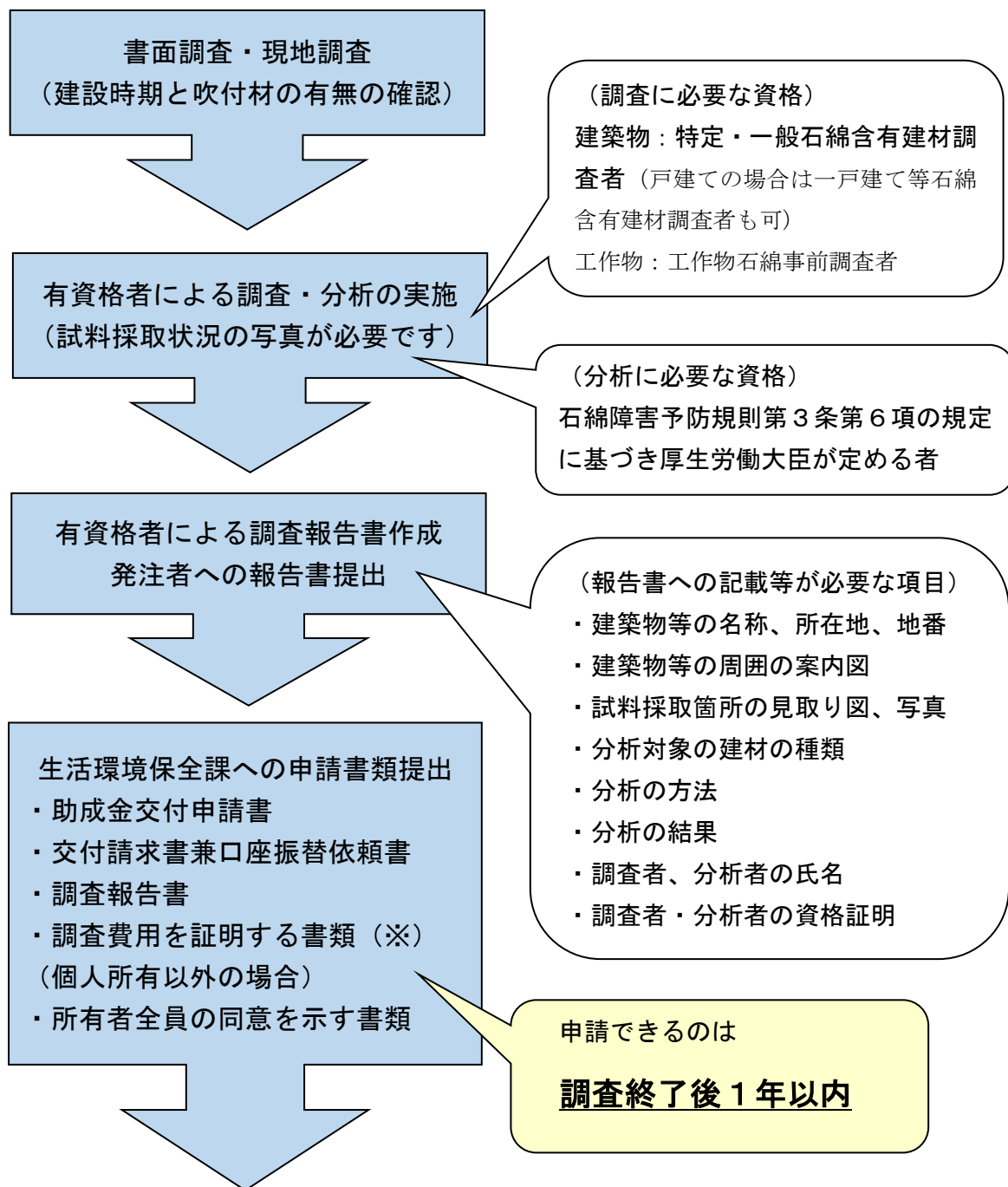
電話：03-3880-8041(直通) FAX：03-3880-5604

Eメール：kankyo-hozen@city.adachi.tokyo.jp



足立区ホームページ

◆助成金の申請から交付までの流れ◆



生活環境保全課で報告書の内容や、建築物等の所有者等を確認した後に、指定された口座に助成金を振り込みます。

報告書の内容に不明な点がある場合など、申請者や調査会社への問い合わせや、追加の書類提出を求められることがあります。

申請から振込までの期間は1ヶ月程度かかる見込みです。

※ 調査費用を証明する書類の例（金額と内訳の両方が分かるものが必要です）

- ・ 調査費用の領収書（但し書きが調査費用となっているもの）

+

- ・ 明細書（現地調査・試料採取と建材の分析を行ったことが分かるもの）